

掛川市条例第9号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年10月2日

掛川市長

(別紙)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第32条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

(掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職 <u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 一般の退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年掛川市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(退職手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 <u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>をした者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

